

臨海部放課後等デイサービス整備促進事業補助金について

区内臨海部に放課後等デイサービス事業所を新設する法人に対して、開設当初の負担軽減を図るために、事業所の賃借料を補助します。

対象者	江東区臨海部に放課後等デイサービス事業所を新設する法人	
補助内容	事業名	臨海部放課後等デイサービス整備促進事業補助金
	補助額	家賃、共益費及び管理費の1/3（千円未満切り捨て） ※年額上限 2,000,000 円
	補助要件 (全てに当てはまること)	臨海部(※)への新規開設 ※塩浜・枝川・豊洲・東雲・有明・辰巳・潮見・青海
		障害者手帳を所持し、江東区から放デイの通所給付決定を受けている児童（優先児童）を優先的に受け入れていること
	補助期間	開設（指定）月から最大3年間
	● 法人本部が江東区外でも申請できます。 ● 国・都その他類似の委託料や助成金等を受けている場合は対象外です。	
申請方法・流れ	1 事業所の開設相談の際に、補助金の要件等をご確認ください。 2 開設までに優先児童の募集、受け入れ準備を進めてください。 3 開設後に郵送又は持参により交付申請してください。 (申請書は江東区ホームページよりダウンロードできます) 4 年度終了後、指定する期日までに実績報告を行ってください。	
申請期間	開設した月の月末までに申請してください。 2年目以降は区が指定する期日に申請してください。	
提出書類	(交付申請時) ■ 江東区臨海部放課後等デイサービス事業所整備促進補助金交付申請書（別記第1号様式） ■ 事業計画書（優先児童の受け入れ方針は必ず記載） ■ 収支予算書 ■ 東京都の指定通知書の写し ■ 建物賃貸借契約書の写し ■ 建物平面図 ■ 口座振替依頼書 ■ 請求書	

	(実績報告時) ■ 江東区臨海部放課後等デイサービス事業所整備促進補助金実績報告書（別記第8号様式） ■ 事業実績書（優先児童の受け入れ結果を必ず記載） ■ 収支決算書 ■ 建物賃借料、共益費及び管理費を納付したことを証する書類の写し ■ 通所者名簿 ■ 優先児童の通所受給者証の写し及び障害者手帳の写し
問合せ先	〒135-8383 江東区東陽 4-11-28（防災センター 2階17番窓口） ①開設相談について 障害者施策課施設整備担当 03-3647-9716 ②補助金申請について 障害者施策課施設管理係 03-3647-4950